

## 第1章 守山市地域農業振興計画の改訂にあたって

### 1 計画改訂の趣旨

近年の農業は、農業者の減少・高齢化が深刻化するとともに、国際情勢の不安定化や長引く円安等による燃料や肥料などの農業用資材の高騰、気候変動による猛暑や自然災害の発生に伴う減収等、農業を取り巻く環境は大変厳しく、さらには米の価格高騰が起こるなど、不確実性が増している状況にあります。

国では、令和7年4月11日に新たな「食料・農業・農村基本計画<sup>※</sup>」が閣議決定されました。この基本計画は、平時からの食料安全保障を実現する観点から、激動する国際情勢や人口減少等の国内状況の変化に対応し、また、短期的な食料・農業・農村に係る課題の発生等があっても対応し得る構造にするため、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとされています。

滋賀県においては、10年後（令和17年）の目指す姿を描き、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間として、目指す姿の実現に向けた農業・水産業の具体的な施策を示す、次期「滋賀県農業・水産業基本計画<sup>※</sup>」の策定が進められております。

こうした状況の中、本市農業の基本的な計画であります「守山市地域農業振興計画（マスタープラン）」（以下「マスタープラン」という。）が、令和7年度に目標年度を迎えることから、守山市長期ビジョン2035<sup>※</sup>のもと、都市計画マスタープラン<sup>※</sup>との整合を図り、5年後（令和12年度）を目標として、本市農業の目指すべき姿を設定し、地域農業の活性化を図るためマスタープランを改訂するものです。

なお、食料・農業・農村基本計画には『水田政策を令和9年度から根本的に見直す』と明記されており、現在、国において詳細が検討されている段階のため、その状況等を踏まえて、今後5年の間にマスタープランは必要に応じて見直すものとします。

### 2 計画の位置付け

守山市長期ビジョン2035を上位計画とする本市農業の基本計画とし、本市の農業振興の指針となるだけでなく、農家（生産者）、消費者、JA、市等の各主体がそれぞれの役割に応じて、主体的に取組を進めるうえで共通の指針と位置づけるものです。

### 3 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間